

# 會報

第一三八號  
日本山岳會

### 臨時會員總會

十二月廿八日午後二時より岸體育館にて開催した。招集狀發送數一千百八十名、出席者二十三名委任出席者一千六百六十七名  
議長 松方會長 書記 坂内幹事 議題

一定款改正に關する件  
新事態に應じ定款を別項記載のようになすことを提案異議なく可決された

一定款改正の要點  
一、全體をひらかな書になおし、かなずかいを現代式に改めた漢字も當用漢字の範圍にした  
一、事務所所在地を體育館に改め

一、新に學生部を設けた  
一、會費、終身會員の納入金、入會金を狀態に應じ適當に調整出来るようにした  
一、入會の手續を簡單にし、除名の項を簡素にした

一、舊第十一條を削除した  
一、役員團の機構を簡單にした  
一、役員選舉の場合被選舉者の資格をそれぞれ擴大した  
一、評議員を諮問機關にした

(二) 役員改選に關する件

定款の改正、日本登山協會との合體等のため役員の改選を提案して左の通り新役員が選ばれた  
會長 武田久吉  
理事 石川欣一、入澤文明、松方義三郎、藤島敏男、谷口現吉、濱野正男  
監事 沼井鐵太郎  
常務役員會  
十一月九日午後三時於岸體育館出席者 松方、藤島、林、田邊、島田、浦松、關根、坂内、今村、谷口、塚本

一、會報に關する件  
會報は今後會務報告を主とし、紀行、記録、研究といふやうなもののは獨立した雜誌として別途發行することとした

役員總會  
十一月二十一日午後六時於岸體育館出席者 松方、藤島、浦松、中屋、關根、谷口、今村、坂内、塚本、中司、林、木村  
議長 松方會長  
議題

一、臨時會員總會議題に關する件  
一、役員改選に關する件  
右二件を上程可決した(内容は會員總會決定の通りにつき省略す)

一、總會は十二月二十八日午後二時岸體育館に於て開催と決定した  
新役員送迎會  
昭和二十二年一月二五日正午日比谷リッツで開催  
出席者 武田、松方、藤島、入澤

谷口、島田、今村、林、大洞、田邊、沼井、塚本  
一同簡素な晝食を共にしながら懇談したが、食後臨時役員會を開き新入會金その他について協議した

月例役員會  
二月八日正午リッツで出席者 松方、藤島、谷口、入澤、石川、濱野、決定事項次の通り  
一、會費に關し  
通常會費 三十圓  
入會金 二十圓  
と決定した  
一、會費と引かえに會員證を交付すること  
一、從來通りの會員章(正章)を製作して會員に頒布すること  
一、各種會務について委員會を作り擔當者を委嘱すること  
委員會ならびに委員長次の通り  
一、年報(島田)  
二、調査(谷口)  
三、用具資材(濱野)  
四、由小屋、由案内、山岳擁護(廣)  
五、學生部(松方)  
その他の會務についての擔當は左の通り  
六、圖書(田邊)  
七、會計(藤島)  
八、會報、組織(松方)

登山講習會報告  
學生懇談會係の仕事として十一月五日から十日間交通文化博物館と共同主催で同館で開催し、學生及び一般會員約百名參加した。講師と題目は次の通りであつた。  
西歐登山史抄 林 和夫  
日本登山史抄 今村正二  
冬期登山 谷口現吉  
總論 金子信恒  
技術 藍田 努  
裝備 酒井捷之助  
露營法 山崎安治  
危險(一般的) 梶原 博  
危險(氣象、雪崩) 大洞陽一  
非常對策 關根吉郎  
極地法登山概説 坂内政彦  
登山食糧 塚本 隆

支部消息  
本會新潟支部は十二月五日結成  
支部長 藤島源太郎  
支部事務所 新潟市祝町四八八  
藤島 玄方  
本會石川支部は一月十七日結成  
支部長 阿部壯次郎  
支部事務所 金澤市五寶町九一  
野三郎方  
關西支部は從來の關西支部を改組して今年から新しい形の支部として再出發し、新たに支部の規則を作り支部役員を選び、三月七日朝日講堂で第一回の懇談會を開いた  
東京支部は一月以來準備委員が數回相談會を開き、支部の規則と大體の今年度の事業計畫を決定し、支部の役員も決定した。第一回の會は四月十九日午後一時から萬世橋の交通文化博物館で講演と懇談と映畫の會と銘をうって開く、五月からは毎月支部としての團體登山を計畫しているが、その他毎月第一木曜日の夕方から月例懇談會を御茶の水體育館で開く

『山』の發行  
『山』は十一月役員會報告の通り會報とは別に、舊會報委員會により別途發行されることになりましたが、あたかも出版界の危機に直衝し難産を續けて居ます。いづれ何とか打開されると思ひますが會員各位の絶大の御後援を切望します

會員章頒布  
本會會員章(正章)を製作しました。戦災等で紛失された會員及び新會員の方々に頒布します  
頒價二十五圓(書留送料共)  
右御入用の方は至急御送金下さい

昭和廿二年三月卅日印刷  
發行所 日本山岳會  
東京都千代田區錦町河原四ノ六  
東京都中央区日本橋區本町二〇  
印刷所 富士興業株式會社

× × ×

# 社團法人日本山岳會定款

## 第一章 總則

第一條 本會は日本山岳會と稱する

第二條 本會の事務所は東京都千代田區神田駿河臺四丁目六番地に置く

第三條 本會は山岳に關する研究知識の普及並に健全な登山の指導獎勵をなし會員相互の連絡懇親をはかるとともに山岳及び登山を通じて國民の心身鍛鍊並に自然愛護精神の高揚を圖るをもつて目的とする

第四條 本會は前條の目的を達するため左の事業を行う

一、機關雜誌「山岳」その他圖書の刊行

二、登山の指導獎勵に必要な研究會、講習會、展覽會等の開催

三、登山施設の改善促進その他登山のため適切な事業

四、目的を同じくする他の團體との連絡

五、その他本會の目的を達するに必要な事業

第五條 本會は役員總會の必要と認める地方に支部を設ける支部に關する規定は役員總會で定める

第六條 本會は學生部を設け會員である學校登山團體の育成連絡にあたる

## 第二章 會員

第七條 本會は通常會員、終身會員及び名譽會員をもつて組織する

一、通常會員は本會の趣旨に賛成し本會の定めた通常會費を納めるものとする

二、終身會員は前號に準じ所定の一時金を納めた者とする

三、名譽會員は役員總會が推薦する

第八條 本會の會員となる希望あるものは會員二名の紹介をもつて入會を申込み理事會の承認を受け

團體の代表者の資格で入會するものは入會申込の際その旨を明示する

入會承認の通知があつた場合は會費に所定の入會金を添えて拂込む

但し團體の代表者として前代表者に引續き本會の會員とならうとするときは入會金を拂込む必要がない

第九條 會員が退會を希望するときはその旨書面で本會に届出る

第十條 會員は死亡退會除名又は本會の解散によつて會員たる資格を失ふ

團體の代表者として入會した者はその代表者の資格を失つたとき本會會員の資格を失ふ

第十一條 會員で本會の體面を汚した者は役員總會の決議によつて除名する

## 第三章 役員

第十二條 本會に左の役員を置く

一、會長 一名

二、理事 十名以内

三、評議員 若干名

四、監事 二名以内

第十三條 會長は會員總會で會員の中から選舉する

理事、監事は會員總會で入會後滿二年以上を経過した會員の中から選舉する

評議員は役員總會で適當と認められた會員の中から推舉する

理事は互選で常務理事を選任する

第十四條 會長の任期は三年とする

理事、評議員、監事の任期は三年とする但し重任を妨げない

第十五條 役員は任期滿了の後でも後任者が就任する迄はその任務を行う

役員に缺員が出来た場合は前條によつて補充する

補缺役員の任期は前任者の殘任期間とする

前項の場合は補充の必要のないときは次の改選期まで補充しない

第十六條 本會に顧問若干名をおくことが出来る

顧問は役員總會の決議により會長が推舉する

員總會の議長となる

但し會長に事故あるときは常務理事が代つて本會を代表する

理事は會務を掌理する

常務理事は理事會を代表し會の常務を掌理する

評議員は重要會務に關し諮問を受ける

監事は會務を監査する

第十八條 役員總會は會長、理事、監事で組織する

第十九條 役員總會、理事會はそれぞれ役員二分の一以上出席しなければ議決することが出来ない

役員總會、理事會の議決は出席者の過半數をもつて決定し可否同數の場合は議長の裁決によつて決定する

但し豫め書面表決によることを得る旨を定め通告した場合は書面表決をすることが出来る

第四章 會員總會

第二十條 通常總會は毎年一回開く臨時總會は會長が必要と認めるとき召集する

第二十一條 總會の招集は五日以前に會議の目的である事項、日附、場所を示してすることを要する

總會は會員總數の二十分の一以上出席しなければ成立しない

第二十二條 通常總會では會務の報告をする以外に左の事項を議する

一、收支豫算及び決算

二、會長、理事、監事の選舉

三、總會及び定款で總會の権限と決められた事項

四、その他役員總會が必要と認めた事項

第二十三條 總會の議事は出席者の過半數で決定する

可否同數の場合は議長の裁決によつて決定する

豫め書面表決によることを得る旨定めて通告した場合は書面表決をすることが出来る

本會の定款の變更には總會の決議で會員總數の三分の二以上の同意及び主務官廳の認可を必要とする

第五章 資産及び會計

第二十四條 本會の資産は基本財産、會費、寄附金及びその他の収入で組織する

本會の經費は基本財産から生ずる収入、會費、寄附金及びその他の収入を以てあつて

本會の基本財産は役員總會の決議を経なければ處分することが出来ない

第二十五條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

附則

第二十六條 本會の會務執行に關する細則は役員總會の議を経て別に定める